

とっとり安心 ファミリーシップ制度

令和5年10月1日開始

県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、「とっとり安心ファミリーシップ制度」を設けました。

とっとり安心ファミリーシップ制度とは

お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティ※のカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度です。市町村等と連携しながらサービス提供を行います。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はありませんが、お二人やそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指していきます。

- パートナー関係にあるお二人からの届出を県が受理したことを証明します。
親や子も一緒に届け出ることができます。
- 郵送や電子申請での届出も可能です。

※ 性的マイノリティとは、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方、性自認（自己の属する性別についての認識）が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等をいいます。

◆性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わる大切なものです◆

届出書類の入手・利用できるサービスなど詳しくはとっとりネット(県HP)をご覧ください。→

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課 電話0857-26-7121



【この制度の利用をお考えの皆様へ】

届出をすることができるカップル

次のいずれにも該当する性的マイノリティのカップルが対象です。

- 1 双方が民法に規定する成年に達していること。(18歳以上)
- 2 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含まず)がないこと。
- 3 双方がともに届出をしようとする相手以外との届出をしていないこと。
- 4 相手方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった方は除きます。
- 5 双方もしくはいずれか一方が県内に住所を有し、または県内への転入を予定していること。

届出の方法

- 電子申請、郵送又は持参にて受け付けています。

<必要書類>

- とっとり安心ファミリーシップ届出書(とりネット(県HP)から入手してください) 住民票の写し
- 本人確認書類(運転免許証等) 婚姻をしていないことを証明する書類(戸籍抄本等)
- 届出者の顔写真(3か月以内に撮影したもの)持参される場合は不要です。

※子や親を含む届出の場合や、通称名を利用する場合は、さらに書類が必要となります。
詳しくはとりネット(県HP)をご確認ください。

申請はこちらから→



- 届出を受理したのち、届出受理証明書を(希望者には携帯用カードも併せて)交付します。

利用できる・しやすくなる行政サービス

届出受理証明書(携帯用カード含む)の提示等により、行政サービスが利用しやすくなります。県と連携した市町村においても、ホームページに掲載されたサービスを利用することができます。詳しくはとりネット(県HP)をご覧ください。

【届出受理証明書(携帯用カード含む)の提示を受けた皆様へ】

本人の意に反して、他人にその利用に係る情報を流すことは、アウトティング(暴露)になりますので、この取組の趣旨を十分にご理解いただき、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

【相談窓口】

鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口

性自認や性的指向についてお悩みの方や、ご家族、ご友人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

電話 0120-65-1010 相談日 毎月第1・3水曜日 18:00~20:00
第2・4土曜日 15:00~17:00